

# 「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のための インターネット調査」報告書（概要）

平成 29 年 2 月  
内閣府男女共同参画局

## ＜調査概要＞

### 【調査目的】

- 近年、モデルやアイドル等の勧誘を装い、それをきっかけに若年層の女性が性的な被害を受ける問題が発生していることを踏まえ、今後の対策の参考とするため、被害につながる主な「きっかけ」等を把握することを目的に実施。

### 【調査項目（主なもの）】

- モデル・アイドル等の勧誘等の状況、契約の状況（性的な行為等の撮影の要求等）、相談の有無等

### 【調査時期】

- 事前調査：平成 28 年 12 月 9 日～同年 12 月 11 日
- 本調査：平成 28 年 12 月 12 日～同年 12 月 21 日

### 【調査方法、調査地域】

- 調査方法：インターネット調査（調査委託業者：株式会社マクロミル）
- 調査地域：全国

### 【調査対象、有効サンプル数】

- 15 歳（中学生を除く。）から 39 歳までの女性（調査委託業者のモニタ会員）
- 有効サンプル数：
  - 事前調査：20,000 人（内訳：10 代；3,497 人、20 代；7,269 人、30 代；9,234 人）
  - 本調査：2,575 人（内訳：10 代；515 人、20 代；1,030 人、30 代；1,030 人）

（注）本調査は、事前調査においてこれまでに次のいずれかの経験が「ある」と回答した者（5,248 人）を対象に、有効サンプル数を上記のとおり設定し、実施したもの。

- 「モデル（雑誌モデル、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等）やアイドル等にならないか」、「オーディションを受けないか」、「雑誌・テレビ番組等の撮影に協力して欲しい」との声かけや勧誘を受けた経験
- モデルやアイドル等のアルバイトの募集広告（雑誌、ウェブ広告、屋外での広告）に応募した経験

## 1. モデル・アイドル等の勧誘等の経験、対応等について

### 【モデル・アイドル等の勧誘の経験】(SQ1。n=20,000)

- 「モデルやアイドル等にならないか」等の勧誘を受けた経験がある人は、約4人に1人(24.2%)。

### 【モデル・アイドル等の募集広告に応募した経験】(SQ2。n=20,000)

- モデル・アイドル等のアルバイトの募集広告を見た経験がある人は、約半数(47.5%)。募集広告を見て応募したことがある人は5.0%。
- 10代は、「募集広告を見たことがある人」、「募集広告を見て応募したことがある人」の割合がともに他の年代より高い。

### 【モデル・アイドル等の勧誘等に対する意識】(SQ3。n=14,752)

- 仮に、モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、募集広告を見た場合、「積極的に話を聞いてみよう」、「話だけでも聞いてみよう」等と答えた人は12.5%。年代別にみると、10代は約4人に1人(26.7%)。

### 【勧誘等の内容】(Q1。n=2,575)

- モデル・アイドル等の勧誘等の内容は、「モデルに興味はありませんか、ありませんか」が最も高く、6割を超える(62.9%)。

### 【勧誘等を受けた年齢】(Q2)

- 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した人は、10代~20代前半が多い。

### 【勧誘時・募集広告を見たときの気持ち】(Q3)

- 「関わりになりたくない」、「そんな上手い話はない」、「危険な目に遭うかもしれない」の割合が高いが、「友人・知人からの紹介」の場合は、このように思う人は少なくなる。(図2-1-3)

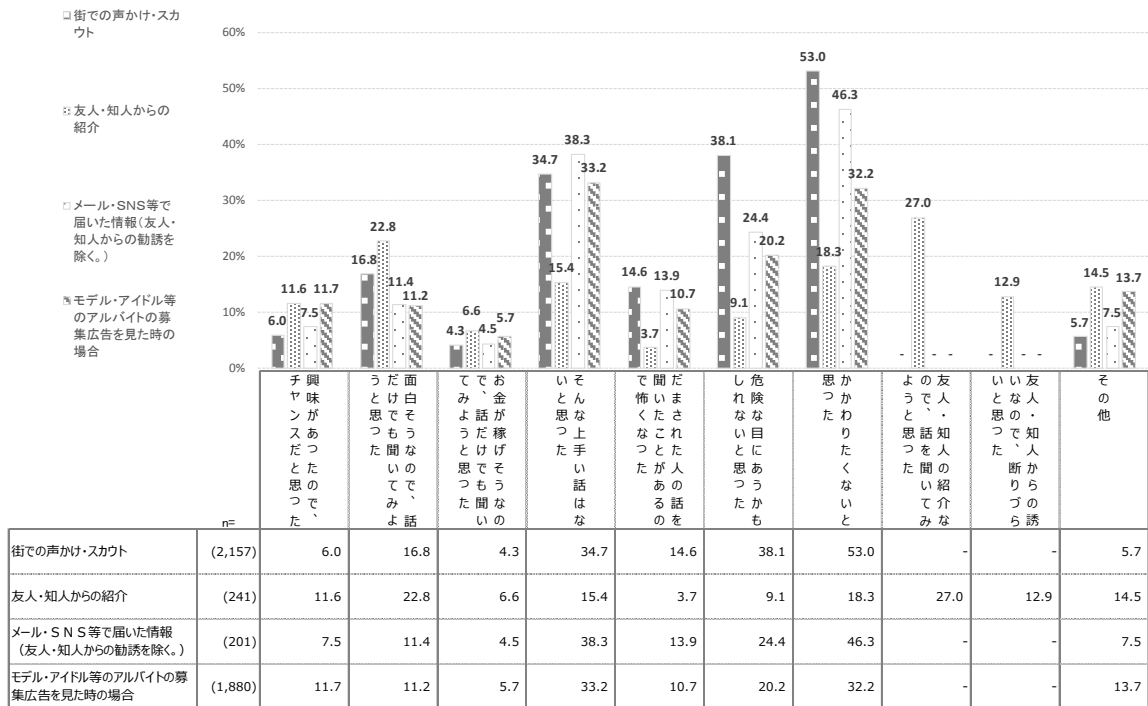
### 【詳細情報の確認】(Q4)

- 「友人・知人から誘われた場合」(n=241)は、「詳しい話を聞いた/確認した」人が過半数を超え(54.8%)、他の場合より高い。(図2-1-4)

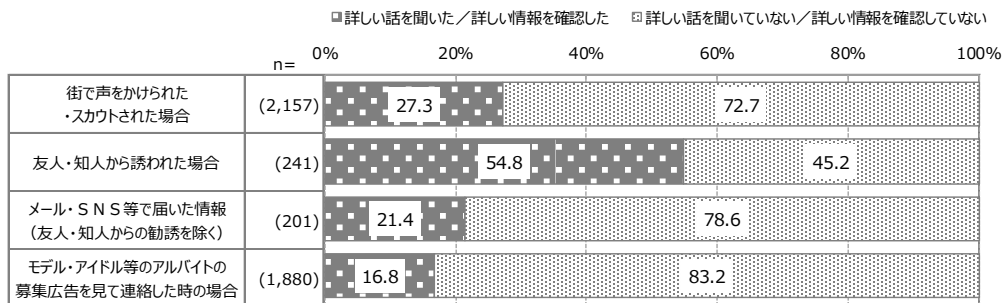
### 【個人情報の提供】(Q5)

- 「友人・知人から誘われた場合」(n=241)は、「個人情報を伝えた/登録した」人が22.0%で、他の場合より高い。(図2-1-5)

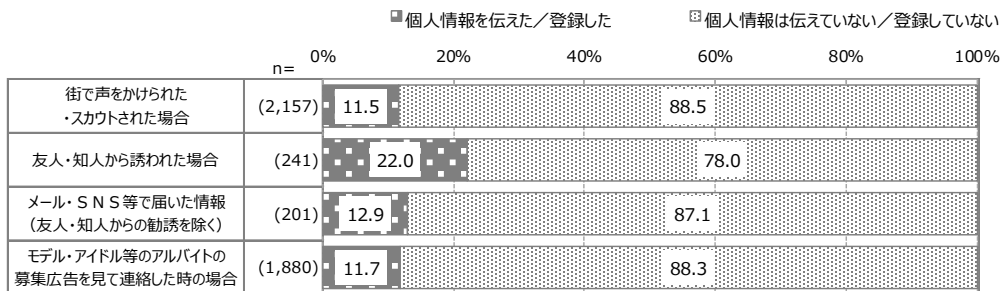
【図2-1-3 モデル・アイドル等の勧誘等を受けた時・募集広告を見た時の気持ち】(Q3) (複数回答)



【図2-1-4 モデル・アイドル等の勧誘を受けた時等の詳細情報の確認】(Q4)



【図2-1-5 モデル・アイドル等の勧誘を受けた時等における個人情報の提供】(Q5)



## 2. モデル・アイドル等の勧誘等による契約の状況について

### 【契約の有無】(Q6)

- モデル・アイドル等の勧誘等の後、約9割の人が契約（書類へのサイン・口頭での約束等。以下同じ。）をしなかった。
- モデル・アイドル等の勧誘等の後、契約をしたことがある人は197人(7.7%。n=2,565)であった。

### 【契約しなかった（無視した、断った）理由】(Q7)

- 「信用できなかったから」、「関心がなかったから」、「問題に巻き込まれると思ったから」、「怖くなったから」の割合が高い。
- 「友人・知人から誘われた場合」は、「信用できなかったから」の割合が、他の場合（街での声かけ・スカウト、メール・SNS等の情報、募集広告）より低い。

### 【契約時の年齢】(Q12。n=197)

- 契約時の年齢は、10代～20代前半の割合が高い。(図2-2-3)

### 【契約書等の内容を読んだか】(Q13。n=197)

- 契約書・承諾書等を読んで理解した人は約4割で、契約書等がなかった人は1割を超える。

### 【契約書等を理解できなかった、読まなかった理由】(Q14。n=65)

- 「説明されたことと同じ内容と思ったから」(35.4%)、「読まなくてもたぶん大丈夫だろうと思ったから」(29.2%)、「読むのが面倒だったから」(23.1%)、「せかされたから」(20.0%)の割合が高い。(図2-2-5)

### 【契約を断らなかった・断れなかった理由】(Q15。n=197)

- 「断る理由がなかったから」(41.6%)が最も高い。(図2-2-6)

(参考)「契約」について

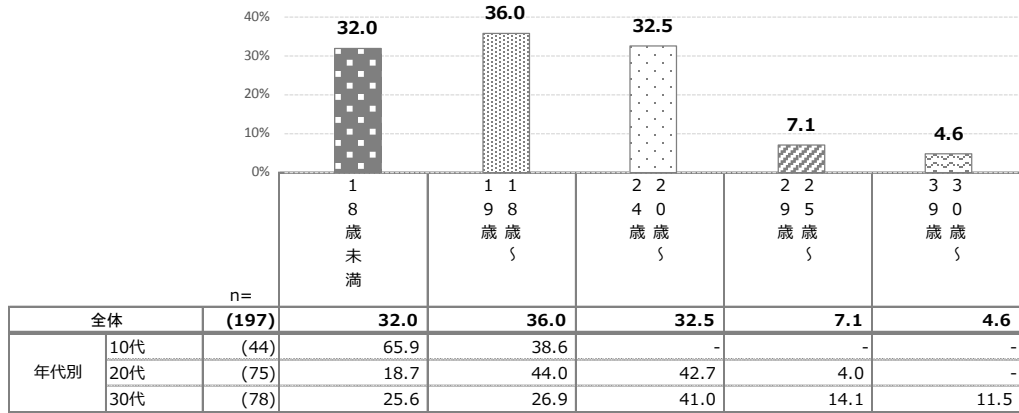
○民法（明治29年法律第89号）

（未成年者の法律行為）

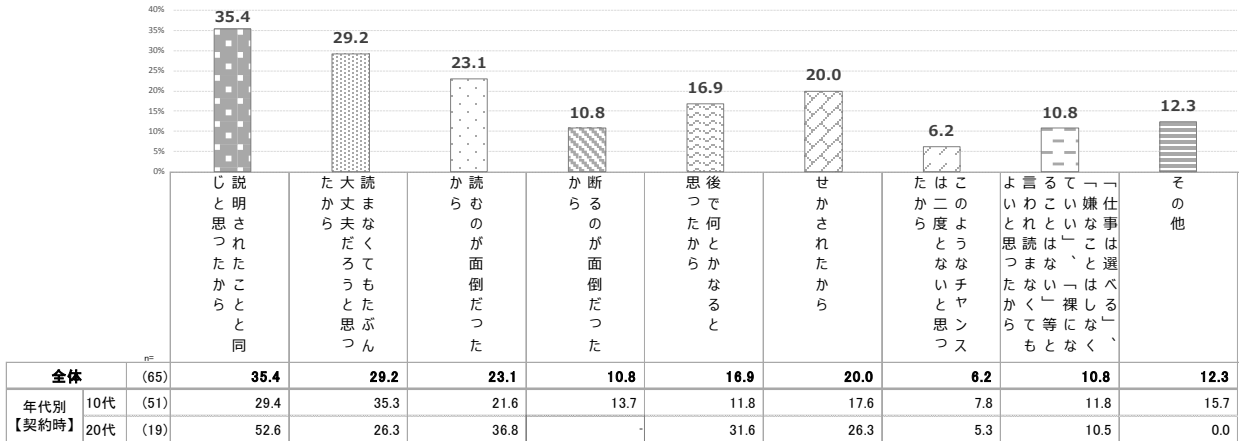
第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

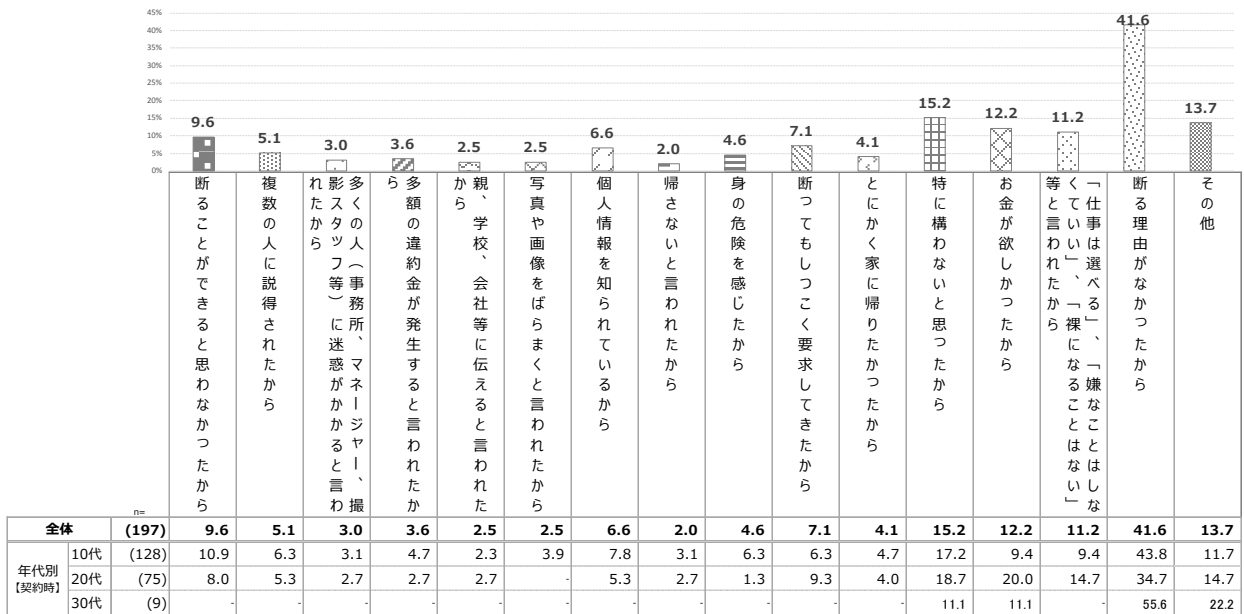
【図2-2-3 契約時の年齢】(Q12) (複数回答)



【図2-2-5 契約書等を理解できなかった、読まなかった理由】(Q14) (複数回答)



【図2-2-6 契約書等を断らなかった・断れなかった理由】(Q15) (複数回答)



### 3. 同意していない性的な行為等の撮影について

#### 【契約時に聞いていない性的な行為等の撮影要求の有無】(Q8。n=197)

- 契約した人のうち、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等(※)の撮影を求められた経験がある人は、約4人に1人(26.9%)。(図2-2-7)

#### 【撮影を求められた性的な行為等の内容】(Q9。n=53)(複数回答)

- 撮影を求められた性的な行為等の内容は、「水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態での撮影・チャット等への出演」(58.5%)が最も高く、「性行為の様子の撮影・チャットへの出演」も約4人に1人(22.6%)。

#### 【性的な行為等の撮影を求められたときの対応】(Q10。n=53)(複数回答)

- 契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を求められた人のうち、求められた行為を行った人は、約3人に1人(32.1%)。(図2-2-9)

#### 【求められた性的な行為等を行った理由】(Q11。n=17)(複数回答)

- 「お金が欲しかったから」、「契約書・承諾書等を書いてあると言われたから」、「多くの人に迷惑がかかると言われたから」が多かった。
- 「写真や画像をばらまく」、「多額の違約金が発生する」、「親、学校、会社等に伝える」と言われたからと回答した人もいた。(図2-2-10)

#### 【契約なしに性的な行為等を撮影された時の年齢】(Q16。n=60)(複数回答)

- 撮影時の年齢は、10代~20代前半の割合が高い。

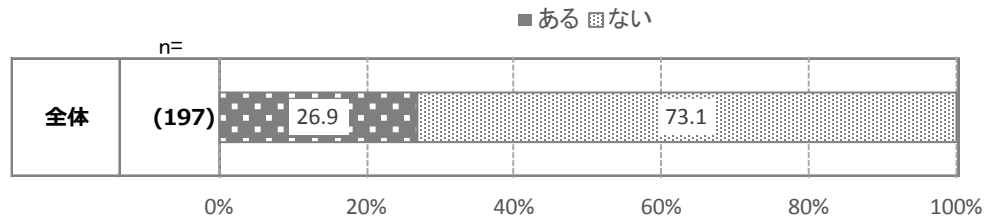
#### 【契約なしに撮影された性的な行為等の内容】(Q17。n=60)(複数回答)

- 撮影内容は、「水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態での撮影・チャット等への出演」(25.0%)が最も高い。

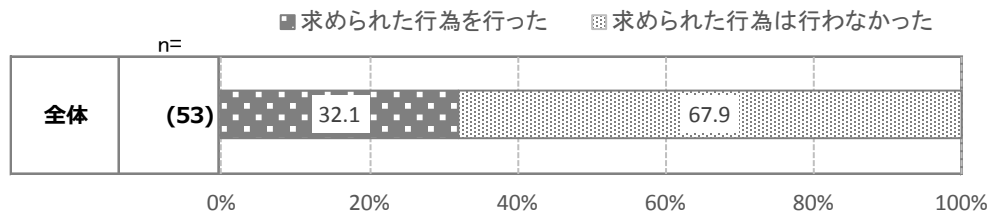
※性的な行為等：例えば、次の(1)~(3)の状態や様子の撮影・チャット等への出演

- (1) 水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態、
- (2) 水着・下着・衣服の一部またはすべてを脱いだ状態、
- (3) 性行為や胸・性器を触られる様子

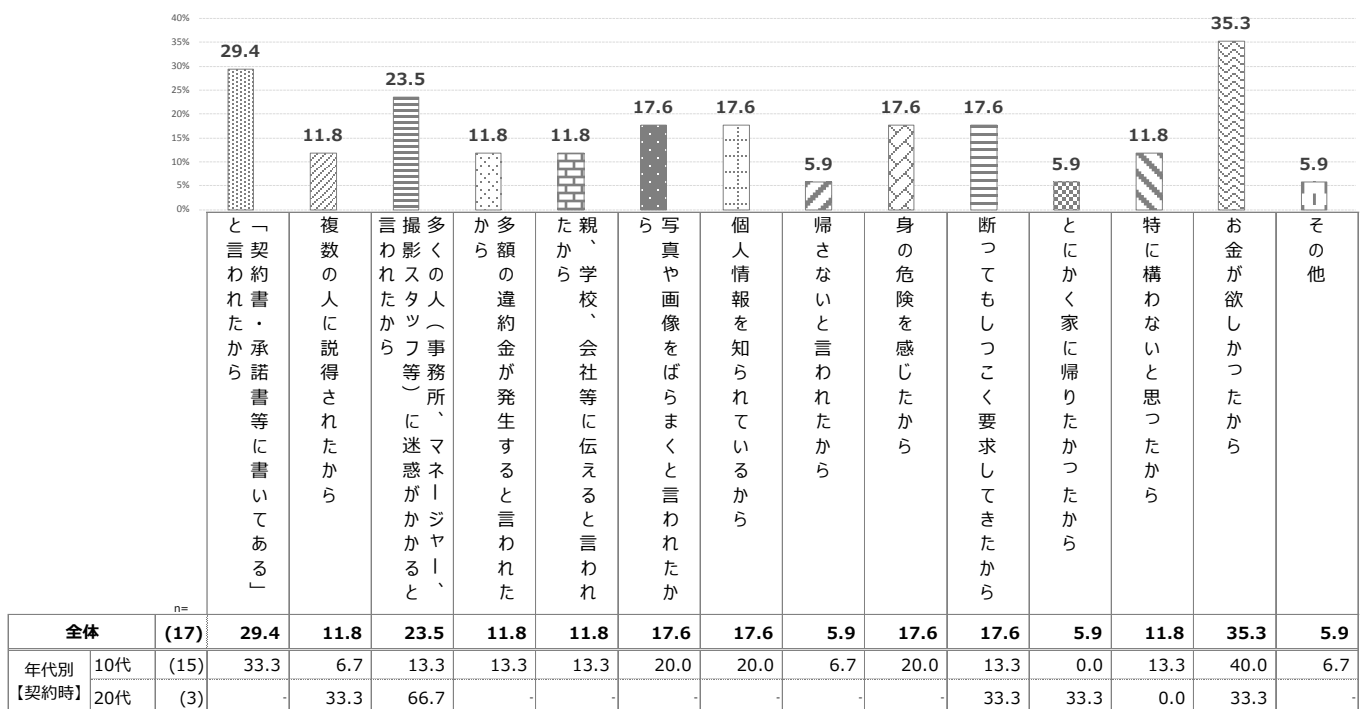
【図2-2-7 契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の要求】(Q8)



【図2-2-9 契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等を求められた時の対応】(Q10)



【図2-2-10 求められた性的な行為等を行った理由】(Q11) (複数回答)



## 4. 相談の有無等について

### 【相談の有無】(Q18。n=105)

- 聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を求められたことについて、6割以上の人(65.7%)が相談していない。(図2-3-1)

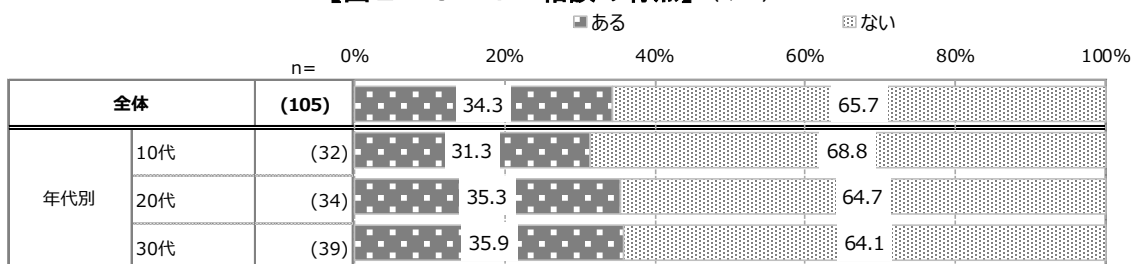
### 【相談先】(Q19。n=36)(複数回答)

- 相談先は、「友人・知人」(50.0%)が最も高い。学校の教員等、公的相談機関、警察、民間の相談機関に相談した人は、いずれも1割以下。(図2-3-2)

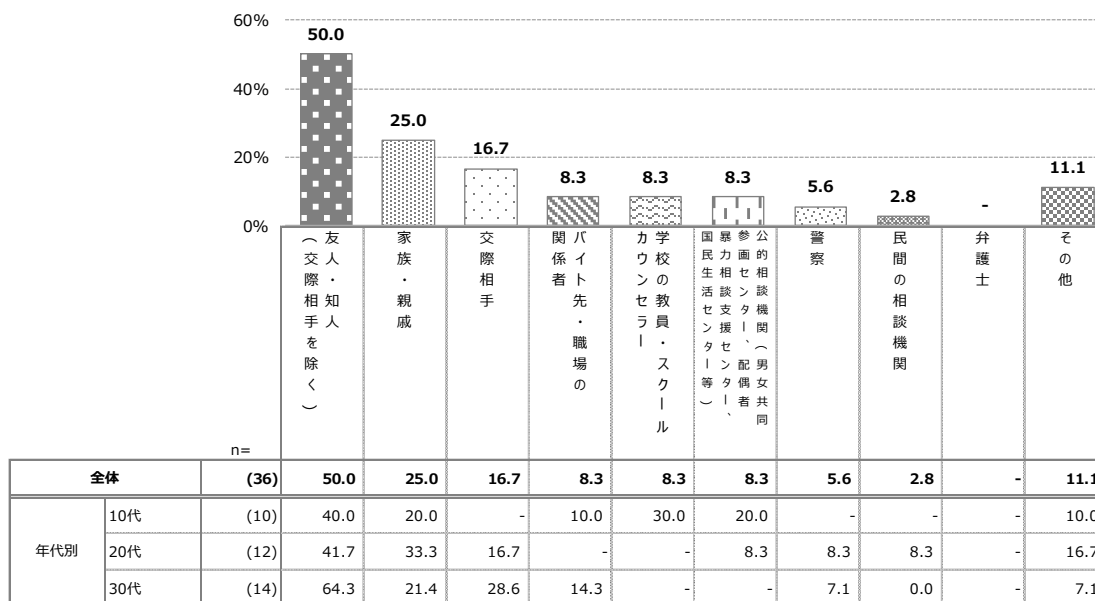
### 【相談しなかった理由】(Q20。n=69)(複数回答)

- 相談しなかった理由は、「相談するのが恥ずかしかったから」(39.1%)が最も高く、次いで「家族、友人、知人等に知られたくなかったから」(21.7%)、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいけないと思ったから」(20.3%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(18.8%)など。(図2-3-3)

【図2-3-1 相談の有無】(Q18)

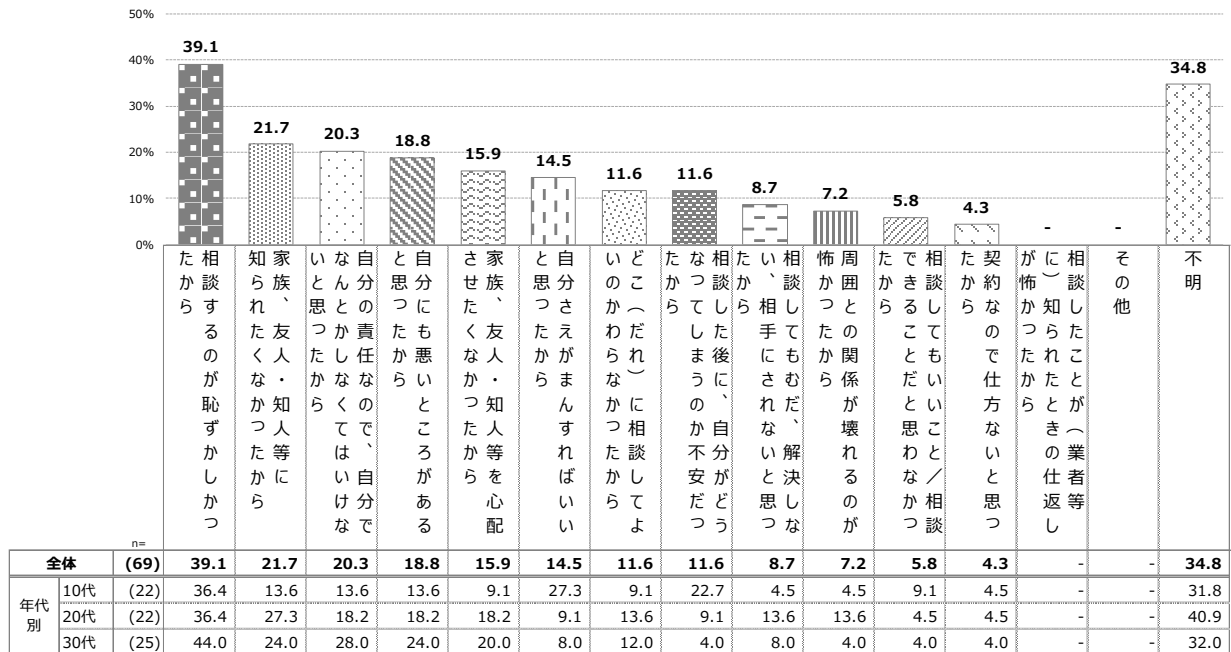


【図2-3-2 主な相談先】(Q19)(複数回答)





【図2-3-3 相談しなかった理由】(Q20) (複数回答)



## 5. 問題の認知度等について

### 【問題の周知度】(SQ4. n=20,000)

- モデル・アイドル等の勧誘を装い、性的な被害を受けるといった問題があることについて「知っている」人が約4割(40.2%)。10代の認知度が、他の年代より低い。(図1-4)

### 【身近な人における被害の有無】(SQ5. n=20,000)

- 身近な人が被害を受けたと聞いたことがある人は、7.6%であった。

【図1-4 問題の認知度】(SQ4) (複数回答)

